

福井県報

号外第21号
平成30年
3月30日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(五)……………一
- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(六)……………二五
- ※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(七)……………二四
- ※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(八)……………二四
- ※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(九)……………二四
- ※池田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一〇)……………二四
- ※越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一一)……………二四
- ※おおい町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一二)……………二四
- ※若狭町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一三)……………二四
- ※福井県自治会館組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する……………二四

人事委員会告示

- ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示(一)……………二五
- 規則(一四)……………二五

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年三月三十日
福井県人事委員会
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第五号

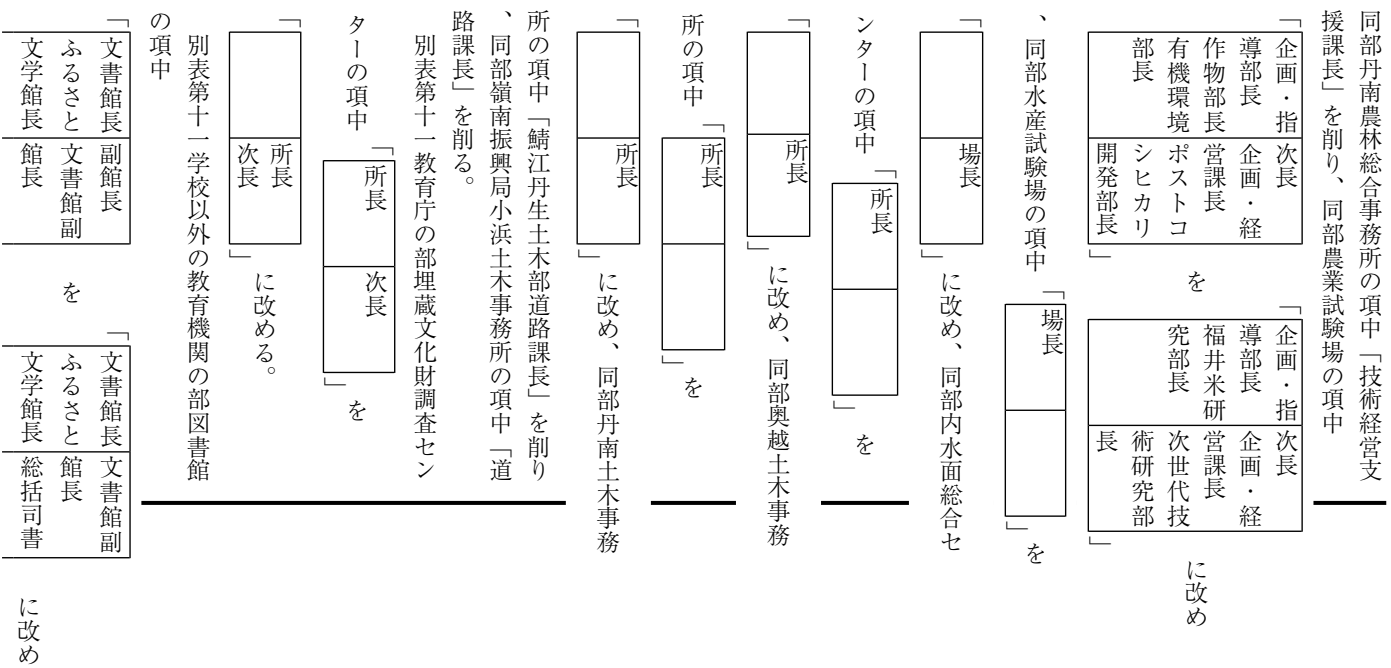
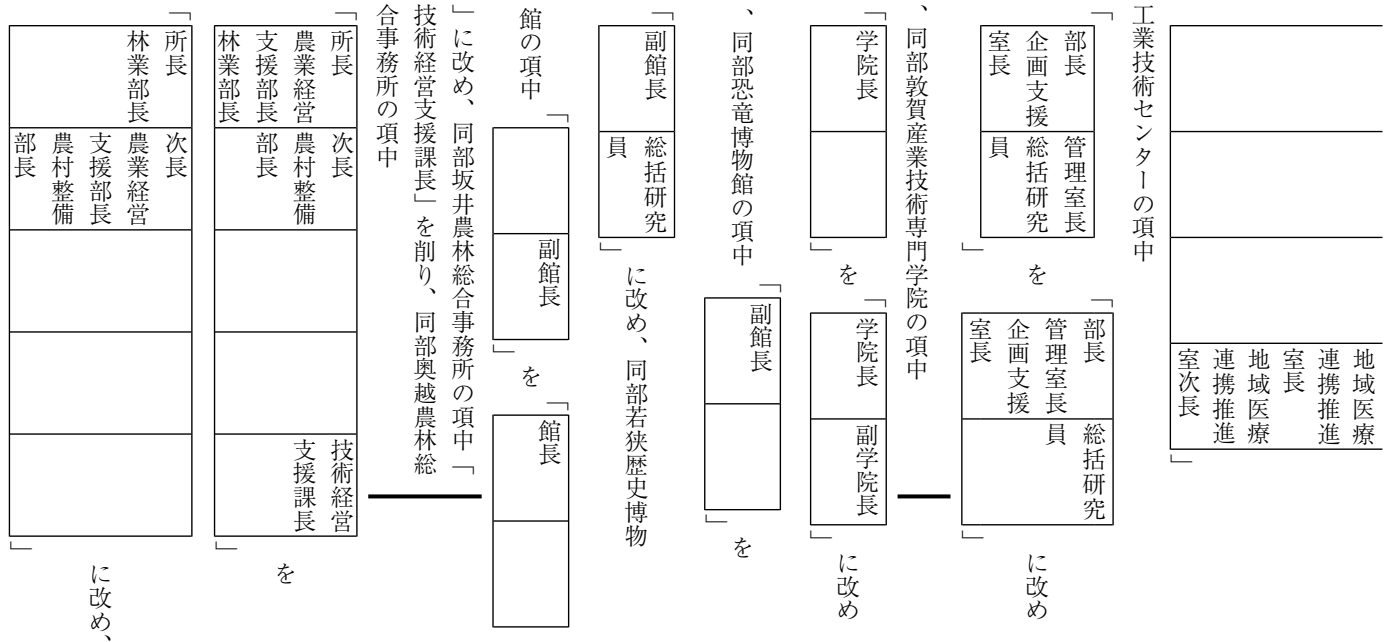
福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一「医療職給料表(二)」の項中「健康福祉センター」を「医薬食品・衛生課(動物管理指導センターに限る。)、健康福祉センター」に改め、「家畜の診療」の下に「獣医療業務」を加える。

別表第十一知事の事務部局の部本庁の項中

企画参事 室長(人 事委員会 が別に定 める職を 除く。) 参事	を	企画参事 室長(人 事委員会 が別に定 める職を 除く。) 室次長(人 事委員会 が別に定 める職 に限る。) 参事
--	---	---

に改め、同部福井

新幹線用地事務所の項、坂井新幹線用地事務所
の項、丹南新幹線用地事務所の項および敦
賀新幹線用地事務所の項を削り、同部生活学



副館長
(利用促進)

副館長

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第25条関係)

扶養親族届 (年 月 日提出)

様	勤務公署名	氏名	④
	職名		

条例第10条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

(証明書類 通添付)

届出の理由(該当する□に印を付すこと)

- 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫および弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日月	届出の事由
				所得の種類	金額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合はその旨を併せて)記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2または3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離縁、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参考 (その他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。)

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第25条関係)

扶 養 手 当 認 定 簿

職員番号	
氏名	

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日(加算開始時期)	届出提出(受理)	届出の発令	届出の発令	支給の開始・終期(満22歳年度末)
			年月日	年月日	年月日	
配偶者		年月日	年月日	年月日		年月から
			年月日	年月日		年月まで
			年月日	年月日		年月から
			年月日	年月日		年月まで
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月から () (3)
			年月日	年月日		年月まで () (3)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月から () (3)
			年月日	年月日		年月まで () (3)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月から () (3)
			年月日	年月日		年月まで () (3)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月から () (3)
			年月日	年月日		年月まで () (3)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月から () (3)
			年月日	年月日		年月まで () (3)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月から () (3)
			年月日	年月日		年月まで () (3)

2 扶養手当の月額認定(支給額の改定)

支給開始(終了)・支給額改定時期	認定扶養親族(子以外)	認定扶養親族(子)	うち加算措置対象	扶養手当の月額	認定等の事由	任命権者の認定(確認)		取扱者の確認
						認定(確認)年月日	職・氏名	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分から 年月分まで	人	人	人	円		年月日	印	

3 備考

--

(記入上の注意)

- 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期をかつこ内に記入する。
- 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日をかつこ書きで付記する。
- 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄のかつこ内には、子、孫または弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 子、孫または弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出提出(受理)年月日」欄および「届出事実の発生年月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 「備考」欄は、扶養親族および扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第六号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(等級別基準職務区分)

第三条の二 給与条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職務の内容は、別表第一に定める職の職務とする。
別表第一を次のように改める。

別表第1 等級別基準職務区分表(第3条の2関係)

イ 行政職給料表等級別基準職務区分表

組 織		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事 の 事務 部 局	本庁			検査主 査	主任検 査員 主任工 事検査 員 機関士	課長補 佐 室長補 佐 坂井会 計室長 奥越会 計室長 丹南会 計室長 納税推 進室次 長(嶺 南) 主任検 査員 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長 室長 室次長 企画参 事 参事	課長	企画幹 技幹 ふるさ と県民 局長 会計管 理者 会計局 長	政策幹 部長 国体推 進局長 参与 新幹線 ・地域 鉄道対 策監 危機対 策監
	福井県 税事務 所					管理課 長 課税第 一課長 課税第 二課長 軽油引 取税課 長 納税課 長	次長		所長	
	自治研 修所								所長	
	嶺南振 興局					室長補 佐 管理納 税課長 農業経 営支援 部技術 経営支 援課長 林業・ 木材活 用課長 林業事 業課長 水産漁 港課長 計画管 理課長	税務部 長 農業経 営支援 部長 若狭観 光・地 域振興 室長 林業水 産部長 農村整 備部長 二州農 林部技 術経営 支援課 長	二州農 林部長 二州観 光・地 域振興 室長	次長 技幹	局長

					整備保 全課長 林業水 産課長	二州農 林部農 村整備 課長			
東京事 務所						副所長 (全国 知事会) 所長代 理	副所長		所長
大阪事 務所					所長補 佐	副所長		所長	
生活学 習館					生涯学 習推進 課長 男女参 画・企 画管理 課長補 佐	副館長			
消費生 活セン ター					次長		所長		
消防学 校			講師	講師	副校長 教務主 任		校長		
防災航 空事務 所						所長			
原子力 環境監 視セン ター					管理室 長				
自然保 護セン ター					次長	所長			
海浜自 然セン ター					次長	所長			
福井健 康福祉 センタ ー					地域支 援室長 福祉課 長			所長	
坂井健 康福祉 センタ ー					地域支 援室長				
奥越健 康福祉 センタ ー					地域支 援室長		所長		
丹南健 康福祉 センタ ー					地域支 援室長 福祉課 長	武生福 祉保健 部長			

嶺南振興局二州健康福祉センター					地域支援室長 福祉課長	所長			
嶺南振興局若狭健康福祉センター					地域支援室長 福祉課長		所長		
こども療育センター							次長		
総合福祉相談所					地域支援課一時保護室長 障害者支援課長 こども・女性支援課長 判定課長	次長			
嶺南振興局敦賀児童相談所					総務課長 相談判定課長	所長			
和敬学園					総務課長	園長			
県立病院					課長補佐	課長利用環境サービス室長		事務局次長	事務局長
看護専門学校					管理室長				
衛生環境研究センター					管理室長				
計量検定所					所長				
工業技術センター						管理室長			
越前古窯博物館						館長			
福井産業技術専門学院				主任指導員	管理室長 教務主任		学院長		

					主任指 導員				
敦賀産 業技術 専門学 院				主任指 導員	主任指 導員	副学院 長	学院長		
福井臨 海工業 用水道 管理事 務所					次長	所長			
日野川 地区水 道管理 事務所					次長		所長		
坂井地 区水道 管理事 務所					次長		所長		
テクノ ポート 福井浄 化セン ター					次長	所長			
恐竜博 物館					利用サ ービス 室長 営業推 進課長				
歴史博 物館					利用サ ービス 室長	副館長 (営業 企画)		館長	
美術館					利用サ ービス 室長		副館長	館長	
一乗谷 朝倉氏 遺跡資 料館					次長			館長	
福井農 林総合 事務所					技術経 営支援 課長 林業・ 木材活 用課長 事業課 長 計画管 理課長 整備保 全課長	次長 農業経 営支援 部長 林業部 長 農村整 備部長		所長	
坂井農 林総合 事務所					事業課 長 計画管 理課長	次長 農業経 営支援 部長		所長	

					整備保 全課長 技術経 営支援 課長	農村整 備部長 林業部 長 丘陵地 ・砂丘 地支援 課長			
奥越農 林総合 事務所					林業・ 木材活 用課長 技術経 営支援 課長 事業課 長 計画管 理課長 整備保 全課長	次長 林業部 長 農業経 営支援 部長 農村整 備部長	所長		
丹南農 林総合 事務所					技術経 営支援 課長 林業・ 木材活 用課長 事業課 長 丹生林 業・木 材活用 課長 計画管 理課長 整備保 全課長	次長 農業経 営支援 部長 林業部 長 農村整 備部長 丹生技 術経営 支援課 長	所長		
農業試 験場					嶺南管 理課長 高度営 農支援 課長	次長 企画・ 指導部 長 企画・ 経営課 長			
畜産試 験場					管理課 長 企画支 援室長				
奥越高 原牧場					次長	場長			
嶺南牧 場					次長	場長			
水産試 験場			船長 通信長 一等航 海士		管理課 長 企画支 援室長				

					船長 機関長 一等機 関士				
越前漁 港事務 所					漁港課 長	所長			
総合グ リーン センタ ー					管理課 長	緑化・ 花づく り推進 部長		所長	
福井土 木事務 所					用地課 長 管理課 長 道路第 一課長 道路第 二課長 河川砂 防課長 建築営 繕課長	次長		所長	
三国土 木事務 所					管理用 地課長 道路課 長 河川砂 防課長 下水道 課長 建築課 長	次長	所長		
龍ヶ鼻 ・永平 寺ダム 統合管 理事務 所					所長				
奥越土 木事務 所					管理用 地課長 道路課 長 河川砂 防課長 建築課 長 勝山維 持管理 課長	次長	所長		
笹生川 ・浄土 寺川ダ ム統合 管理事 務所					所長				所長

丹南土木事務所					管理用地課長 道路課長 河川砂防課長 建築課長	次長 次長（吉野瀬川ダム） 鯖江丹生土木部長		所長	
広野・榑谷ダム統合管理事務所					所長				
嶺南振興局敦賀土木事務所					管理用地課長 道路課長 河川砂防課長 建築課長	次長	所長		
嶺南振興局小浜土木事務所					管理用地課長 道路課長 河川砂防課長 港湾課長 建築課長	次長		所長	
吉野瀬川ダム建設事務所					次長 工務課長	所長			
嶺南振興局河内川ダム建設事務所					次長 工務課長	所長			
福井港湾事務所					総務課長 工務課長	所長			
嶺南振興局敦賀港湾事務所					次長 総務課長 工務課長	所長			
福井空港事務所						所長			
福井駅周辺整備事務所					総務課長	所長			

	共通	主事	主査 主事	企画主 査 主査	主任 企画主 査 主査	総括主 任 主任				
	議会事務局		主事	企画主 査 主査	主任 企画主 査	課長補 佐 主任秘 書 総括主 任 主任	課長 参事		次長	局長
	監査委員事 務局			監査主 査 主査	主任	次長補 佐 監査主 任 主任	総括監 査員	次長		局長
	人事委員会 事務局	主事	主事	企画主 査		次長補 佐 総括主 任		次長	局長	
	労働委員会 事務局					次長補 佐 主任	次長		局長	
教 育 庁	本庁					課長補 佐	課長 企画参 事 参事	課長	学校教 育幹 企画幹	教育振 興監 参与
	嶺南教 育事務 所					総務課 長 指導相 談課長 特別支 援教育 課長 研修課 長	次長		所長	
	福井運 動公園 事務所					利用サ ービス 課長	所長			
	教育総 合研究 所					管理室 長 教員研 修課長 専門研 修課長 小中学 校教科 研究課 長 高校教 科研究 課長 理科教 育課長 新教育 課題研 究課長	センタ ー長	副所長		

					教育相 談課長				
	特別支 援教育 センタ ー					所長			
	武道館				副館長				
	図書館	司書	司書			副館長 総括司 書		館長	
	文書館					副館長			
	ふるさ と文学 館					館長			
	若狭図 書学習 センタ ー					所長			
	奥越高 原青少 年自然 の家				次長	所長			
	青年の 家				次長	所長			
	県立高 校				事務長	事務長			
	若狭高 校				船長 航海士 機関長				
	共通	主事	主査 主事	企画主 査 主査	主任 企画主 査 主査	総括主 任 主任			
警 察	本部				課長補 佐 分室長	課長補 佐 分室長 専門員	参事 室長	課長 管理長 室長	
	福井警 察署					専門員	会計課 長		
	福井南 警察署						会計課 長		
	大野警 察署					会計課 長			
	勝山警 察署				会計課 長				
	あわら 警察署					会計課 長			
	坂井警 察署				会計課 長				
	坂井西 警察署				会計課 長				
	鯖江警 察署				専門員	会計課 長			
	越前警 察署						会計課 長		

敦賀警察署						会計課長			
小浜警察署				会計課長					
共通	主事	主事	係長 主査	係長 主査					

口 警察職給料表等級別基準職務区分表

組 織		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警 察	本部					課長補 佐 通信司 令官 分駐隊 長	次席 副隊長 課長補 佐 通信司 令官 検視官 調査官 技能指 導官	課長 隊長 理事官 監察官 管理官 次席 室長 対策官 検視官 調査官	参事官 隊長	首席参 事官
	警察学 校						校長補 佐	副校長		校長
	福井警 察署					刑事第 二課長 組織犯 罪対策 課長 生活安 全課長 代理 刑事第 一課長 代理 大手交 番所長 地域第 二課長	調査官 交通第 二課長 地域第 一課長 永平寺 分庁舎 長	副署長 刑事官 交通官 地域官		
	福井南 警察署					地域課 長	調査官 警務課 長 生活安 全課長 交通課 長 警備課 長	副署長		署長
	大野警 察署					刑事生 活安全 課長 地域課 長	交通課 長	副署長	署長	
	勝山警 察署					刑事生 活安全 課長 交通課 長 地域課 長	副署長	署長		
	あわら 警察署					刑事生 活安全 課長		副署長	署長	

						交通課長 地域課長				
坂井警察署						刑事生活安全課長 交通課長 警備課長	警務課長 地域課長	副署長	署長	
坂井西警察署						刑事生活安全課長 交通課長 地域課長		副署長	署長	
鯖江警察署						生活安全課長 交通課長 警備課長 地域課長 丹生分庁舎長	警務課長 刑事課長	副署長		署長
越前警察署						地域課長 刑事課長 警備課長 今立分庁舎長	警務課長 生活安全課長 交通課長	副署長		署長
敦賀警察署						生活安全課長 交通課長 警備課長 地域課長	警務課長 刑事課長	副署長		署長
小浜警察署						地域課長 交通課長 警備課長 高浜交番所長	警務課長 刑事生活安全課長	副署長		署長
共通	巡查	巡查長	主任 巡查長	係長 主任		係長				

ハ 研究職給料表等級別基準職務区分表

組 織		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局	原子力環境監視センター				所長 福井分析管理室長	
	衛生環境研究センター				所長 部長	
	工業技術センター				企画支援室長 部長	所長
	恐竜博物館				副館長	
	歴史博物館				副館長	
	美術館				総括学芸員	
	若狭歴史博物館				館長	
	一乗谷朝倉氏遺跡資料館				副館長	
	食品加工研究所				所長	
	農業試験場				福井米研究部長 次世代技術研究部長	場長
	園芸研究センター				所長	
	畜産試験場				部長	場長
	水産試験場				場長 部長	
	栽培漁業センター				所長	
	内水面総合センター				所長	
共通		研究員 主査 学芸員 主事	主任研究員 主任 企画主査 研究員 主査 主事	総括研究員 主任研究員		
教育庁	埋蔵文化財調査センター				所長 次長	

	共通		主査 学芸員 文化財調査員	主任 主査		
警察	本部		係員	主任研究員 係長 主査	所長 参事	

ニ 医療職給料表(一)等級別基準職務区分表

組 織		1 級	2 級	3 級	4 級
知事 の 事 務 部 局	福井健康福祉センター				医幹
	坂井健康福祉センター			所長 医幹	
	奥越健康福祉センター			医幹	
	丹南健康福祉センター				所長
	嶺南振興局二州健康福祉センター			医幹	
	嶺南振興局若狭健康福祉センター			医幹	
	こども療育センター				所長 次長(医療)
	県立病院			主任医長	院長 副院長 センター長 主任医長
	共通	主事	副医長	医長	課長 医長

ホ 医療職給料表(二)等級別基準職務区分表

組 織	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	福井健康福祉センター				医療監査室長 生活衛生課長 環境廃棄物対策課長		環境衛生部長
	坂井健康福祉センター				環境衛生課長	次長	
	奥越健康福祉センター					次長	
	丹南健康福祉センター				生活衛生課長 環境廃棄物対策課長		環境衛生部長
	嶺南振興局二州健康福祉センター				生活衛生課長 環境廃棄物対策課長 衛生検査課長	次長	
	嶺南振興局若狹健康福祉センター					次長(環境衛生)	
	こども療育センター				相談・訓練課長	通園指導課長	
	県立病院				検査室次長 放射線室次長 リハビリテーション室次長	薬剤部次長 検査室長 放射線室長 リハビリテーション室長 臨床工学技術室次長 栄養管理室次長	薬剤部長
	家畜保健衛生所				生産指導課長 保健衛生	次長	所長

						課長 病性鑑定 課長 嶺南家畜 保健衛生 センター 所長		
	共通		主査 主事	企画主査 主査 主事	企画主査 主査	主任 企画主査	参事	

へ 医療職給料表(三)等級別基準職務区分表

組 織		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	福井健康福祉センター					地域保健課長	福祉保健部長 福祉保健部次長	
	坂井健康福祉センター					地域保健課長 福祉健康増進課長		
	奥越健康福祉センター					地域保健福祉課長		
	丹南健康福祉センター					地域保健課長 武生福祉保健部健康増進課長	福祉保健部長 福祉保健部健康増進課長	
	嶺南振興局二州健康福祉センター					地域保健課長		
	嶺南振興局若狭健康福祉センター						次長(福祉保健)	
	こども療育センター						入所療育課長	
	県立病院						看護部次長 地域医療連携推進室次長	看護部長
	看護専門学校						副校長 教務主任	
	共通		主査 主事	主査 主事	主任 企画主査 主査	看護師長 主任 企画主査 主査	看護師長	
警察	本部			主査				

附則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第七号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「、新幹線用地事務所」を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第八号

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年福井県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正

する。

別表第四十六号を次のように改める。

四十六 公益財団法人福井県スポーツ協会

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第九号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福井県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「課（室）長 企画参事」を「課（室）長 課（室）次長 企画参事」に改める。

別表第二新幹線用地事務所の項を削り、同表産業技術専門学院の項中「学院長」を「学院長 副学院長」に改め、同表若狭歴史博物館の項中「館長 副館長」を「館長」に改め、同表図書館の項中「利用サービス室長」を「利用サービス室長 総括司書」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

池田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十号

池田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

池田町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福井県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一議事事務局の項中「課長 参事（人事、給与または政策立案を担当する者に限る。）」を削り、同表町長部局の項中「総括監理官」を「総括監理官 企画幹」に、「室長 参事（人事、給与または政策立案を担当する者に限る。）」を「参事」に改め、同表教育委員会事務局の項中「事務局長 課長」を「課長」に改め、「（人事、給与または政策立案を担当する者に限る。）」を削る。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十一号

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

越前町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年福井県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一町長部局の項中「室長」を「室長 センター長」に改める。

別表第二地域包括支援センターの項および保健センターの項を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

おおい町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十二号

おおい町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

おおい町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十八年福井県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二保育園の項中「保育園」を「こども園」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

若狭町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十三号

若狭町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

若狭町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年福井県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一議事事務局の項中「事務局長」を「事務局長 事務局長補佐」に改め、同表町長部局の項を次のように改める。

町長部局	課長	課長心得	総括課長補佐	課長補佐	室長
別表第一会計管理者の項を次のように改める。					

会計管理者	課長	総括課長補佐	課長補佐
別表第一教育委員会事務局の項中「事務局長補佐」を「事務局局長補佐 給食センター所長」に改める。			

別表第二地域医療・介護センターの項を削り、同表診療所の項中「事務長」を「事務長事務長心得 事務長補佐 看護師長」に改め、同表保育センターの項中「所長」を「センター所長」に改め、同表博物館の項中「副館長補佐」を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福井県自治会館組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十四号

福井県自治会館組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
福井県自治会館組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成九年福井県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表組合事務局の項中「事務局次長 課長」を「事務局次長」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会告示

福井県人事委員会告示第一号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成七年福井県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十三の第十六項第三号イ中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改め、同号へ中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「および同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日印
平成三十年三月三十日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社 竹下印刷所

☎ 三三三二番